

分譲マンション共用部分リフォームローン保証料助成

分譲マンション管理組合が、独立行政法人住宅金融支援機構の融資を受けて行うマンション共用部分の修繕工事に対し、公益財団法人マンション管理センター又は一般財団法人住宅改良開発公社の債務に要する保証料を限度額の範囲内で助成します。

■対象となるマンション

- ・ 中央区内の分譲マンションであること。
- ・ 建築基準法その他関係法令に適合していること。
- ・ 現に住宅として使用されている分譲マンションであること。
- ・ 住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン融資」を受けるための要件を備えていること。

■申込み資格

- (1) 修繕工事を行う分譲マンションの管理組合であること。
- (2) 住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」融資の承認を受けている管理組合であること。
- (3) マンション管理センター又は住宅改良開発公社に債務保証を委託するものであること。

■申込み期限

資金借入れ申込書を住宅金融支援機構に提出した日から3か月後の日まで

■申込みに必要な書類

- (1) 分譲マンション修繕工事保証料助成申込書(区分所有者別負担割合一覧表を含む。)
- (2) 住宅金融支援機構に提出した「共用部分リフォームローン借入申込書」の写し
- (3) 住宅金融支援機構の「融資承認通知書」の写し
- (4) 修繕工事内容が分かる設計図書の写し
- (5) 分譲マンション管理組合の管理規約の写し
- (6) マンション管理センター又は住宅改良開発公社の「保証委託契約申込書」の写し

■完了審査に必要な書類

- (1) 分譲マンション修繕工事完了審査申請書
- (2) 住宅金融支援機構の「総額決定通知書」の写し
- (3) 住宅金融支援機構と締結した「金銭消費貸借契約証書」の写し
- (4) マンション管理センター又は住宅改良開発公社と締結した「保証料領収書兼保証料委託契約書」の写し

■保証料助成金の請求に必要な書類

分譲マンション修繕工事保証料助成請求書

■保証料助成金

住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」に対するマンション管理センター又は住宅改良開発公社の債務保証に要する保証料の額、当該建物の住戸数に10,500円を乗じて得た額または助成限度額のいずれか少ない額を予算の範囲内で助成します。(100円未満の端数は切り捨て)

■助成限度額

70万円を限度とします。

■助成金の支払い

保証料助成金の請求は、保証料助成請求書により行い、その請求が適正であると認めたときに管理組合の口座へ振り込みます。

※この助成制度は、マンション管理センター又は住宅改良開発公社の債務保証に要する保証料に相当する額を、一般財団法人中央区都市整備公社が独自に助成するものです。

したがって、分譲マンションの管理組合とマンション管理センター又は住宅改良開発公社との間で交わされた債務保証契約の内容について何らかの変更を加えるものではありません。

●注意事項

助成後においても下記の事実が明らかになった場合は、助成対象組合としての決定を取り消すだけでなく保証料助成金を返戻していただきます。

また、保証期間を短縮した場合などで、保証料の返還を受けるような場合には、必ず申し出て下さい。

1. 偽りの申込みその他不正な手段により助成対象組合としての決定を受けたとき。
2. 住宅金融支援機構から「マンション共用部分リフォームローン」融資の契約を解除されたとき。
3. マンション管理センター又は住宅改良開発公社から債務保証の契約を解除されたとき。
4. 一般財団法人中央区都市整備公社分譲マンション共用部分リフォームローン保証料助成制度要綱の規定に違反したとき。